

意見書案第 1 号

ヘイトスピーチの根絶のための早急な対策を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年3月16日

福岡市議会

議長 森 英 鷹 様

提出者 福岡市議会議員

高木 勝利

中山 郁美

太田 英二

川辺 敦子

星野 美恵子

調 崇史

落石 俊則

ヘイトスピーチの根絶のための早急な対策を求める意見書

昨今、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして大きな社会問題となっており、これらの言動に対して反対する声が高まっています。

このような中、昨年12月9日、最高裁判所は、京都朝鮮第一初級学校周辺でヘイトスピーチを行った団体及びその構成員らに対し、これらの行為の差止めと損害賠償を命じた1審、2審の判決を支持し、団体側の上告を棄却しました。この決定により、団体側の言動は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」にいう「人種差別」に該当し、街宣活動等の行為は表現の自由の濫用であって、法的保護に値しないとした2審の判断が確定したところです。

これによって、ヘイトスピーチは、表現の自由や民主主義と相いれず、健全な市民社会と両立しないことが明らかとなりました。

また、昨年8月、国連人種差別撤廃委員会は、異なる人種や少数民族に対する差別をあおるヘイトスピーチを行った個人や団体に対しては、「捜査し、必要な場合には、起訴する」とともに、「人種差別を禁止する特別かつ包括的な法」を整備するよう、日本政府に対し勧告しています。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、民族差別をあおるヘイトスピーチを根絶するため、立法措置を含めた早急な対策を講ぜられるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、
国家公安委員会委員長 宛て

議 長 名